

令和4年度 旭川市やさしさ住宅補助金 御案内

高齢者が自宅で安全に安心して暮らすことができる
住まいづくりを考えて住宅のバリアフリー化工事を行う
場合に、その費用の一部を補助します。



対象住宅 対象者

- ◆ 旭川市内にある住宅であること
- ◆ 申請日時点で、工事を行う住宅に60歳以上の申請者（工事の契約者）の住民登録があること
- ◆ 申請者が旭川市税を完納していること

※ 平成24年度以降に本補助金を利用した場合や、今年度に本市の「住宅改修補助金」や「住宅雷対策補助金」を利用する場合は対象になりません。

※ 新築・空き家・別荘・公営住宅・高齢者施設等は対象外です。その他詳細はQ&Aを御確認ください。

対象工事

バリアフリー化工事（手すりの設置や段差の解消など）

※補助対象工事費が税込10万円以上の工事から申込みできます。

詳細については「対象工事基準」を御確認ください。

※ 本制度は、市内に営業所等がある施工業者と工事請負契約することが条件になります。

※ 既に工事請負契約が済んでいる場合や、工事に着手・完了している場合は対象外になります。

※ 申請者が次の①～③に該当する場合は、対象外となる場合があります。

- ① 要支援・要介護認定者【担当：介護保険課】
- ② 重度身体障がい者（下肢又は体幹機能障害3級以上の方）【担当：障害福祉課】
- ③ 難病患者（対象疾患による障がいがある方）【担当：障害福祉課】

詳細はお問い合わせいただくか、Q&Aを御確認ください。

補助金額

対象工事費の1/3 かつ 上限10万円（千円未満切捨）

受付期間 及び 募集予算額

令和4年4月14日（木）～5月13日（金）

募集予算額 500万円 抽選：5月19日（木）

※ 郵送で申込みの場合は、受付期間内必着でお送りください。

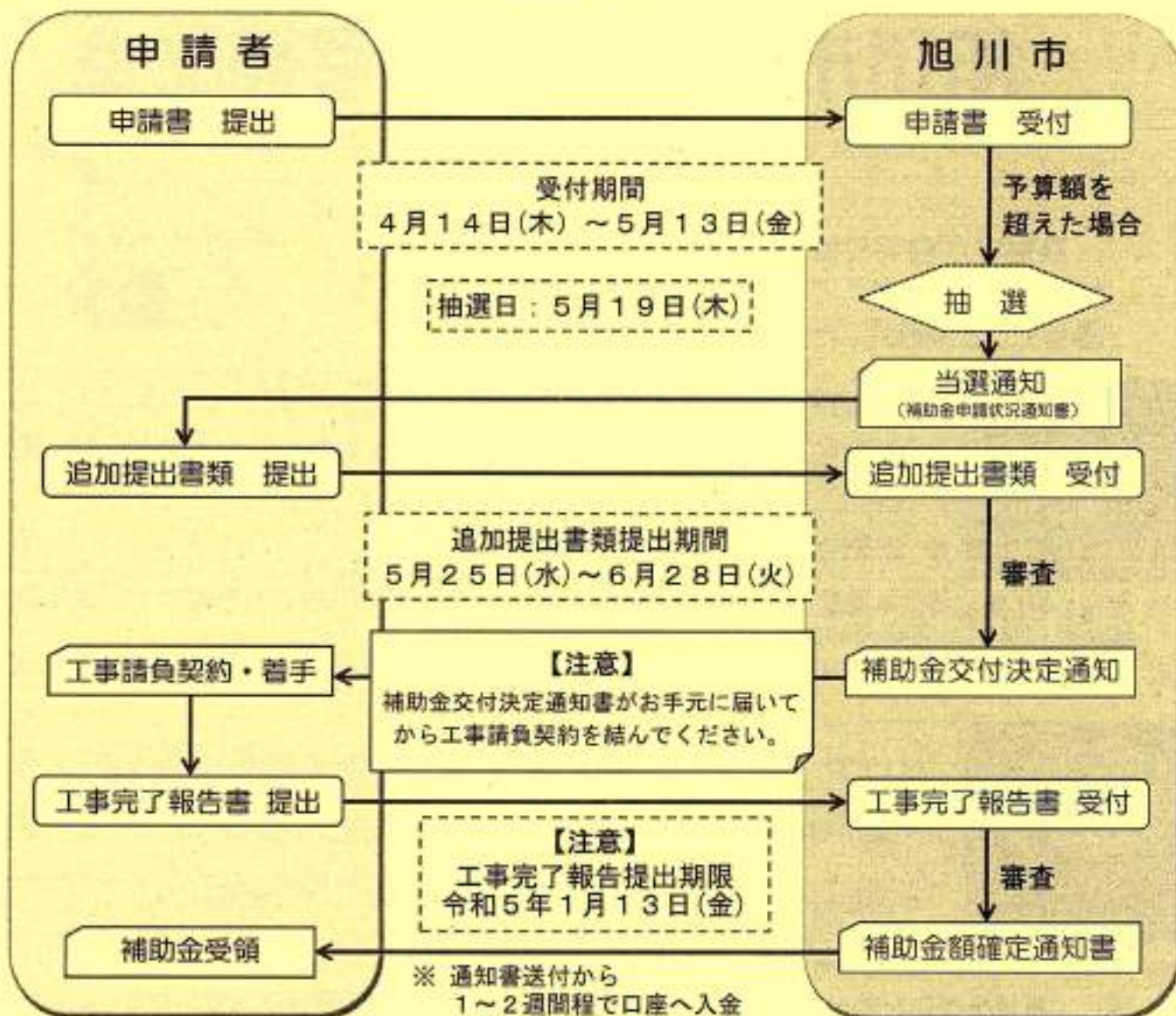
※ 受付期間内に予算額を超えた場合は、抽選となります。

※ 受付期間内で予算額を超えなかった場合は、10月21日（金）まで先着順で受付します。

※ 次ページの「申請にあたっての注意事項」もお読みください ※



申請から補助金の支払までの手順の流れ



⚠️ 申請にあたっての注意事項 ⚠️


- 抽選等により交付予定者となった方は、追加提出書類を定められた期間内に提出してください。必ず補助金交付決定通知書が届いてから、請負契約を書面で締結して工事を始めてください。
- 分譲マンションで工事を行う場合は、管理組合（理事長）の承諾を得てください。
- 申請受付後は書類を返却できませんので、必要な書類はあらかじめコピーをお取りください。
- 申請時や完了時の審査で、現地を確認する場合があります。
- 提出書類に不備や虚偽があった場合は、補助金を交付できないことがあります。
- 工事や契約内容に変更が生じた場合は、完了報告前に変更の手続きが必要になる場合があります。
- 建築基準法第6条第1項の規定により、工事前に確認申請が必要になる場合があります。判断が難しい場合は、事前に建築指導課 ☎ (0166) 25-8597 へ御相談ください。

- ◆ バリアフリー、省エネ、長期優良住宅化工事などで、一定の要件を満たすリフォームを行った際、減税となる場合があります。詳しくは次の問合せ窓口を確認してください。

※なお、リフォームの内容によっては税額が上がる場合もあります。

【お問合せ窓口】 所得税・贈与税について：税務署 固定資産税について：旭川市税務部資産税課

※その他住宅を購入した場合は、登録免許税（法務局）や不動産取得税（北海道）もあります。

 **手続に必要な書類**（補助金申請時、当選後、工事完了報告時にそれぞれ提出する書類です。）

申請時に必要な書類

①補助金交付申請書	所定の用紙
②工事見積書	市内に営業所等を置く施工業者が作成した見積書

当選後に必要な書類（追加提出書類） ※提出期間内に速やかに提出してください。

①現状写真	工事箇所が分かる写真（提出する日から原則3か月以内のもの）
②住宅の図面（平面図・間取り図等）	工事箇所や使用する材料の内容・寸法等がわかる図面
③製品規格・仕様等の資料	使用する製品の規格や仕様などが分かるカタログなど
④申請者の納税証明書 （市税の滞納のない証明）	市役所総合庁舎2階⑩番窓口又は各支所で交付 （1部300円、提出する日から原則3か月以内のもの）
・改修計画書	※次ページ「旭川市やさしさ住宅補助金対象工事基準」の9に該当する工事を行う場合に提出が必要になります。

完了時に必要な書類 ※工事完了後、速やかに提出してください。提出期限：令和5年1月13日（金）

①工事完了報告書	「補助金交付決定通知書」に同封する所定の用紙
②完了写真	改修した全ての範囲が分かる写真
③工事請負契約書等の写し	※契約日は「補助金交付決定通知書」の日付以降となります。
④支払を証明する書類の写し	領収書や払込受領証などの写し ※支払が複数回の場合は、その全ての写しが必要となります。
⑤補助金請求書	「補助金交付決定通知書」に同封する所定の用紙
・検査済証の写し	※確認申請を要する工事を行った場合は提出が必要となります。

※ 上記のほかにも審査に必要な書類の提出を求められることがあります。

※ 申請受付時、アンケートに御協力下さい。

※ 申請書類は、持参、郵送又はEメールにて提出してください。

※ 郵送で提出する場合は、必ず封筒に差出人の住所・氏名を記載して、**期間内必着**でお送りください。

※ 各様式はホームページからダウンロードできます。

旭川市トップページ > くらし > 住宅・土地・都市計画 > 住宅・建築 > 住まいに関する情報

申請窓口・お問合せ先

〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所 第三庁舎4階
建築部 建築総務課 ☎ (0166) 25-9708
Email: reform@city.asahikawa.lg.jp



対象工事基準

バリアフリー化工事	1 手すりの新設 ・下地に強固に取り付けるもの ・端部の突出を避ける等、高齢者の安全に配慮した構造のもの
	2 スロープの新設 又は 改良 ・原則として車椅子での利用に支障がない構造のもの（※屋内外問わない）
	3 床の段差解消
	4 浴室入口の段差解消 ・段差を可能な限り完全に解消するもの
	5 勾配の緩い階段への改修、階段ノンスリップの新設 ・階段ノンスリップは下地に強固に取り付けるもの
	6 滑りにくい床材への変更 ・設置式のものとは下地に強固に取り付けるもの
	7 廊下、通路、出入口の幅の拡張 ・原則として車椅子での通行に支障がないもの
	8 ホームエレベーター、階段昇降機、段差解消機等の新設 ・固定式のもの ・平成12年建設省告示第1413号に適合するものに限る
	9 その他申請者の心身の状況及び住宅の現況に照らし、安全性又は利便性の向上に必要な工事

※ 原則として、すべてにおいて下地に強固に取り付ける工事に限る。

※ 単なる修理や部品交換、既製品を設置するという簡易的なものは対象になりません。

※ 過去10年以内に本補助金や住宅改修補助金、住宅雪対策補助金を利用して工事を行った部分は対象外です。

※ 製品保証費、家具移動手間賃などは対象外です。

※ 判断が難しい場合は、事前に御相談ください。

【改修計画書の提出について】

改修計画書提出が必要な工事
・対象工事基準9に該当する工事 ・対象工事基準1～8に該当する工事で、市が提出を求める場合
改修計画書を作成することができる方
・申請した工事を行う事業者
・医師 ・看護師 ・准看護師 ・作業療法士 ・理学療法士
・社会福祉士 ・介護福祉士 ・ケアマネージャー ・介護福祉士実務者研修会修了者（旧ホームヘルパー1級） ・介護職員初任者研修会修了者（旧ホームヘルパー2級）
・福祉用具相談専門員 ・福祉住環境コーディネーター
・増改築相談員

旭川市やさしさ住宅補助金 Q&A

制度の利用に関すること

Q1	工事が終わっているものや工事中の場合は申請できますか。
A1	できません。補助金の交付決定前に工事契約を結んだり、工事着手した場合は対象外になります。
Q2	過去に同制度による補助を受けていますが、再度申請できますか。
A2	平成24年度以降に利用した方は申請できません。 最後に利用されてから10年以上経過した場合は、同じ補助制度の申請が可能です。
Q3	「介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給制度」や「日常生活用具給付事業」とあわせて利用できますか。
A3	申請者が要介護認定等を受けられていて、かつ、介護保険制度等の支給対象工事である場合は、本制度は利用できません。
Q4	他の補助制度や支給事業と併用できますか。
A4	同年度に、本市で実施している「住宅改修補助金」や「住宅雷対策補助金」と併用することはできません。その他の補助制度については、対象となる工事を明確に区別できる場合は、併用できることがあります。
Q5	リフォームの減税制度(所得税や固定資産税の減税)と併用できますか。
A5	併用できます。所得税の減税についてはお住まいの地区を管轄する税務署、固定資産税の減税については旭川市資産税課にお問い合わせください。
Q6	指定の施工業者はありますか。また紹介してもらえますか。
A6	施工業者の指定や紹介は行っていません。
Q7	施工業者と工事請負契約を結ばない工事や、DIYで工事を行う場合は対象になりますか。
A7	対象になりません。施工業者と書面による工事請負契約を結ぶ工事のみ補助対象となります。申請者自らが施工する場合や売買契約、レンタル契約等による施工も対象になりません。

対象となる住宅に関すること

Q8	別居している子が親の住んでいる住宅の工事請負契約をする場合は対象になりますか。
A8	工事を行う住宅に住んでいない方、及び60歳未満の方が工事請負契約を行う場合は対象になりません。
Q9	建物の一部に店舗や事務所等を併設している住宅は対象になりますか。
A9	住宅部分のバリアフリー化工事は、対象となります。
Q10	分譲マンションの場合、全員の同意が必要ですか。
A10	分譲マンション専有部分で工事を行う場合は必ず管理組合(理事長)の承諾を得てください。また、他の居住者等の同意については、管理規約等を御確認ください。
Q11	二世帯住宅は申請できますか。
A11	内部で往来が可能な二世帯住宅は一戸建住宅として扱い、一方の世帯者が申請可能です。 また、内部で往来が出来ず建物が構造上分かれている場合は、共同住宅として扱い、それぞれの世帯で申請が可能です。なお、申請される方はいずれも60歳以上であることが条件になります。

申請時の提出書類に関すること

Q12	見積書は補助金の補助対象と補助対象外とに分ける必要がありますか。
A12	必要ありません。ただし工事の種類に、補助対象工事と対象外工事が含まれる場合は、その内訳を明記してください。判断が難しい場合は、お問い合わせください。
Q13	複数の施工業者に分けて発注する場合、申請時に添付する見積書はどうしたらよいですか。
A13	それぞれの見積書を全て添付し、申請書の「補助対象工事費」には全ての工事の総額を記入してください。
Q14	郵送やEメールによる申請はできますか。
A14	できます。郵送の場合は、必要書類を揃えて期間内必着でお送りください。 Eメールの場合は、申請の御案内の「Eメール申請の注意事項」を確認してください。
Q15	申請などの手続きは申請者本人が行わなければならないですか。
A15	申請者以外の方でも手続きできますが、必ず申請者本人が申請内容を確認してください。

対象となる工事に関すること

Q16	トイレやお風呂の増設や新設は対象になりますか。
A16	原則、対象外です。ただし、寝室の近くに増設するなど、高齢者の日常生活の向上に効果があるものは対象となる場合がありますので御相談ください。なお、この場合は、補助対象工事基準「9.その他申請者の心身の状況及び住宅の現況に照らし、安全性又は利便性の向上に必要な工事」になりますので、「改修計画書」が必要になります。

住宅に関する相談窓口の御案内（住まいるダイヤル）

「住まいるダイヤル」は国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。
住宅やリフォームに関する心配事や疑問など相談することができます。

住まいるダイヤル ☎0570-016-100
（受付：10:00～17:00 土日、祝日、年末年始を除く）

ナビダイヤルの通話料がかかります。固定電話であれば全国どこからでも3分8.5円（税別）で通話できます。
PHS や一部のIP電話などでつながらない場合は03-3556-5147 を御利用ください。

知っていますか？ 改善する際に注意しましょう！

- 手すりの役割について
横手すりは移動のためのものです。縦手すりは段差部をまたいだり、ドアを開閉するときのものです。
- 手すりの最適な高さは使用する人によって違います。
- ◎手すりの取付位置はマニュアル等の寸法のまま取り付けないで、必ず対象者の身体能力や身体に合わせて取り付けましょう。
とくに立ち座り用の手すりは、必ず対象者に座ってもらい立ち上がりやすい位置を確認してください。
- 厚みのあるカーペットは歩く時につまづいたり、車いすが移動しづらいなどの問題があります。
ただし、必ずしもフローリングが一番良いとは限りませんので、他の床材と比較して十分に検討してください。

【出典：特定非営利活動法人 住まいるイン旭川の高齢者住宅改善マニュアル（改訂第4版）】

旭川市やさしさ住宅補助金 申請の御案内

「旭川市やさしさ住宅補助金」の申請に必要な書類をまとめています。
「旭川市やさしさ住宅補助金」(パンフレット)をよくお読みになった上で、
次の必要書類を提出してください。



補助金の対象となる部分を含む工事は、補助金の交付が決定した後でなければ工事請負契約及び工事着手はできませんので御注意ください。

《 申請時に提出する書類 》

<input type="checkbox"/>	工事見積書(施工業者が作成した見積書) ※ 見積有効期限が <u>抽選日以降</u> であるもの	(①一例) 参照
<input type="checkbox"/>	旭川市やさしさ住宅補助金 交付申請書	(②一例) 参照

※ このほかにも、審査に必要な書類の提出を求められることがあります。

※ 申請書類は持参、郵送又はEメールにて提出してください。

※ 郵送で提出する場合は、必ず封筒に差出人の住所・氏名を記載して、期間内必着でお送りください。

※ Eメールで書類を提出される場合は、次のページの《Eメール申請の注意事項》を必ず確認してください。

《 申請窓口・お問合せ先 》

〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所 第三庁舎4階
建築部 建築総務課 ☎25-9708
E-mail: reform@city.asahikawa.lg.jp



《 Eメール申請の注意事項 》

1. 提出方法

以下に記載するアドレスに、交付申請書及び必要書類の電子データを添付の上、Eメールで送信してください。提出にあたっては、「4. 注意事項」を必ず確認してください。

〈Eメール送信時〉

- 件名は、「旭川市〇〇〇補助金 申請（申請者名）」としてください。
例：旭川市やさしさ住宅補助金 申請（旭川太郎）
- Eメール本文には、下記事項を必ず記載してください。
 - ①申請する補助金名：「旭川市〇〇〇補助金」（〇〇〇工事）
 - ②申請者名
※代理で送信される場合は、送信者の氏名（会社名）、申請者との関係を明記してください
 - ③申請者住所
 - ④申請者電話番号（日中連絡可能な連絡先）

2. 提出先Eメールアドレス

reform@city.asahikawa.lg.jp

3. 提出データについて

- 提出書類は、持参や郵送で提出する場合と同じです。
- 各書類を指定のファイル形式にして提出してください。（スキャナで取り込む又はデジカメやスマートフォンで撮影等）
- 提出データは、A4サイズ用の紙に印刷した場合に、文字等が鮮明に確認できるようにしてください。
- ファイル形式は、Word, Excel, PDF, JPEG, PNGのいずれかとし、各ファイルが何のデータであるかわかるような名称にして添付してください。（添付最大容量 5MB）
- データの容量が大きい場合は、複数に分けて送信してください。その場合、件名や本文で何通目であることがわかるように記してください。



4. 注意事項

- 市でEメールを受信した場合は、受信を確認した旨の返信を行います。複数に分けて送信された場合はそれぞれのEメールに返信しますので、すべてのEメールに返信が来ているか御確認をお願いします。送信から3日以上（土日・祝日を除く）経過しても受信確認のEメールが届かない場合は、お手数ですが建築総務課までお問い合わせください。
- 氏名・住所等に誤りがある場合やEメールの受信拒否設定等がされている場合は、返信できない場合がありますので御了承ください。
- 申請締切間際の提出の場合、Eメール送信のトラブル等による遅れには対応できかねますので、早目の申請に御協力をお願いします。

◆ Eメール申請による質問等は、建築総務課（☎25-9708）までお問い合わせください。

〈 工事見積書 参考例 〉

①一例

御見積書

旭川 太郎 様

下記の通り御見積いたしました。

御見積金額 **¥885,000** (税込)

工事名 : 旭川太郎様邸 浴室改修・手すり設置工事

工事場所 : 旭川市6条通9丁目46番地

見積有効期限: 令和〇年〇〇月〇〇日

宛名(申請者名)、工事名、工事場所に誤りのないよう記載してください。

作成日: 令和〇年〇〇月〇〇日

株式会社 ○○○○工務店

代表取締役 ○〇 ○〇

旭川市〇条通〇丁目〇番地

TEL 0166-〇〇-〇〇〇〇

有効期限は、抽選日以降まで有効なものとし、申請書に記載した工事期間と整合させてください。

工事項目	数量	単位	単価	金額
1. 浴室工事				
ユニットバス1616本体	1	台	□□□	****
既存ユニットバス解体	1	式	□□□	****
解体材搬出	1	式	□□□	****
.....	1	式	□□□	****
.....	1	式	□□□	****
.....	1	ヶ所	□□□	****
.....	1	ヶ所	□□□	****
.....	1	ヶ所	□□□	****
		計		****
2. 手すり設置工事				
手すり設置 L=600	3.0	ヶ所	□□□	****
取付費	1	式	□□□	****
.....	1	ヶ所	□□□	****
.....	1	ヶ所	□□□	****
		計		****
		小計		751,744
		諸経費		56,583
		合計		808,327
		値引き		-3,781
		再計		804,546
		消費税		80,454
		総合計		885,000

【見積書の注意事項】

- ・見積の内容で不明な点がある場合は、再提出していただく場合がありますので御注意ください。(数量が全て一式である、対象工事部分が不明確である等)
- ・複数の工事がある場合は、工種項目ごとに金額を計上してください。

※製品保証料、家具移動手間賃等は対象外です。

申請書の「補助対象工事費」に記入する金額になります。
※補助金の対象・対象外の判断が難しい場合、申請書には総工事費を記入してください。

〈 申請書 記載例 〉

誤りのないようはつきり正確に記載してください。
※鉛筆や消えるボールペンは使用しないでください。

旭川市やさしさ住宅補助金交付申請書

(※申請者の個人情報照会承諾書)

(申請書を提出する日) 令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

※太枠の中を記入してください。

申請者 (工事の契約者) ※申請日時時点で60歳以上の方		フリガナ	アヒカワ タロウ	年齢
〒	070-0036	氏名	旭川 太郎	65 歳
住所	旭川市6条通9丁目46番地		メールアドレス	@
電話番号	090-0000-0000			

標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

日中に連絡可能な連絡先を記入してください。

電の助成制度の利
関係部局及び他の

Eメールで申請される場合は記入してください。

今回の工事を行う事業者 (施工業者)	
〒	000-0000
住所	旭川市〇条通〇丁目〇番地
事業者名	株式会社 〇〇〇〇工務店
担当者・連絡先 (担当者名)	担当者氏名 (連絡先) 090-0000-0000

工事種別 ※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください

- | | |
|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 1 手すりの新設 | <input type="checkbox"/> 2 スロープの新設又は改良 |
| <input type="checkbox"/> 3 床の段差解消 | <input checked="" type="checkbox"/> 4 高断熱浴槽を備えた浴室への改修 |
| <input type="checkbox"/> 5 階段の改修 | <input type="checkbox"/> 6 滑りにくい床材への変更 |
| <input type="checkbox"/> 7 廊下、通路、出入口の幅の拡張 | |
| <input type="checkbox"/> 8 ホームエレベーター、階段昇降機、段差解消機等の新設 | |
| <input type="checkbox"/> 9 その他 () | |

補助申請額	区分	金額	※審査欄
※税込み	補助対象工事費 (10万円以上)	885,000 円	円
	補助申請額 (上限10万円) 補助対象工事費 × 1/3	100,000 円 <small>(千円未満切捨)</small>	円

申請する工事の該当箇所
全てに✓をつけてください。

受付番号

【補助申請額】

補助対象工事費の1/3 (千円未満切捨) かつ 上限10万円
※補助対象工事費の算定が難しい場合は、記入前に御相談ください。

◆対象工事費が30万円以下の場合の計算例

例： 補助対象工事費が 236,500円 の場合
 $236,500 \times 1/3 = 78,833円$ (千円未満切捨)
 補助申請額は 78,000円 になります。

入もあります。

工事予定期間の日付は、現段階での目安で構いません。
未定の場合は、「追加書類提出期間」以降で設定してください。
※おおよその場合は以下のように記載してください。
上旬→1日、中旬→15日、下旬→30日

すべての確認事項に✓をつけてください。
未記入の欄があると、申請を受け付けられない場合があります。

工事予定期間	令和 4 年 8 月 22 日 ~ 令和 4 年 9 月 22 日	
確認事項	現在、工事を行う住宅に住民登録がありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい
	工事を行う住宅の形式は一戸建ですか、それ以外ですか。	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> それ以外
	工事を行う住宅及び土地を全て所有していますか。 所有していない場合は、工事及び本補助金の申請について所有者の承認を得ていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい
	平成 24 年度以降に「旭川市やさしさ住宅補助金」を利用したことがありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> ない
	今年度に「旭川市住宅改修補助金」又は「旭川市住宅雪対策補助金」を利用しますか。	<input checked="" type="checkbox"/> しない
	国、北海道又は旭川市の他の助成制度等を利用しますか。 <input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない <small>(助成制度等の名称)</small> <small>(工事内容)</small>	
	次の①から③に該当しますか。 ①要介護又は要支援の認定者 ②身体障害者（下肢 3 級以上又は体幹機能 3 級以上に限る。） ③指定難病の患者（歩行が困難な症状のものに限る。）	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する

(注 1) 申請者が旭川市暴力団排除条例第 2 条第 1 項第 2 号の暴力団員である場合は、補助金の交付は受けられません。

(注 2) 申請者等の内容に虚偽やその他の不正行為があった場合は、補助金の交付決定を取り消すことや補助金の返還を求めることがあります。

「該当する」場合は、御利用いただけない場合があります。

本補助金以外に利用する助成制度がある場合のみ記載してください。
他の補助金を利用する場合、工事が重複していないことを明確にする必要があります。
申請前に御相談ください。また、申請後に他の補助金を利用することになった場合も
(工事箇所が重複する場合のみ) 必ず報告してください。

旭川市やさしさ住宅補助金交付申請書

(兼申請者の個人情報照会承諾書)

(申請書を提出する日) 令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

※太枠の中を記入してください。

申請者(工事の契約者)		※申請日時点で60歳以上の方	
〒	-	フリガナ	年齢
住所		氏名	歳
電話(携帯)番号	-	メールアドレス	@

標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、担当部局が申請内容の確認のために他の助成制度の利用状況や申請に関する者の「住民票」、「暴力団」及び「暴力団員」の情報について、市の関係部局及び他の官公署に照会を行うことを承諾します。

今回の工事を行う事業者(施工業者)	
〒	-
住所	事業者名
担当者・連絡先 (担当者名)	(連絡先)

工事種別 ※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 1 手すりの新設 | <input type="checkbox"/> 2 スロープの新設又は改良 |
| <input type="checkbox"/> 3 床の段差解消 | <input type="checkbox"/> 4 高断熱浴槽を備えた浴室への改修 |
| <input type="checkbox"/> 5 階段の改修 | <input type="checkbox"/> 6 滑りにくい床材への変更 |
| <input type="checkbox"/> 7 廊下、通路、出入口の幅の拡張 | |
| <input type="checkbox"/> 8 ホームエレベーター、階段昇降機、段差解消機等の新設 | |
| <input type="checkbox"/> 9 その他 () | |

	区分	金額	※審査欄
補助申請額 ※税込み	補助対象工事費(10万円以上)	円	円
	補助申請額(上限10万円) 補助対象工事費×1/3	円	円

※千円未満切捨

※備考欄	受付番号

J・Y・M

※裏面の記入もあります。

工事予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
確認事項	現在、工事を行う住宅に住民登録がありますか。	<input type="checkbox"/> はい
	工事を行う住宅の形式は一戸建ですか、それ以外ですか。	<input type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> それ以外
	工事を行う住宅及び土地を全て所有していますか。 所有していない場合は、工事及び本補助金の申請について所有者の承認を得ていますか。	<input type="checkbox"/> はい
	平成24年度以降に「旭川市やさしさ住宅補助金」を利用したことがありますか。	<input type="checkbox"/> ない
	今年度に「旭川市住宅改修補助金」又は「旭川市住宅雪対策補助金」を利用しますか。	<input type="checkbox"/> しない
	国、北海道又は旭川市の他の助成制度等を利用しますか。 (助成制度等の名称) (工事内容)	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
	次の①から③に該当しますか。 ①要介護又は要支援の認定者 ②身体障害者（下肢3級以上又は体幹機能3級以上に限る。） ③指定難病の患者（歩行が困難な症状のものに限る。）	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する

(注1) 申請者が旭川市暴力団排除条例第2条第1項第2号の暴力団員である場合は、補助金の交付は受けられません。

(注2) 申請者等の内容に虚偽やその他の不正行為があった場合は、補助金の交付決定を取り消すことや補助金の返還を求めることがあります。